

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
その翌日)

規 則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十号。以下「法律第六十号」という。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 法律第六十号附則第二条(同法による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する同法附則第十四条第二項に係る部分を除く。)、第四条、第六条から第十条まで又は第十一条(同法附則第十四条第二項に係る部分を除く。)の規定により年額を改定すべき恩給(次条において「改定すべき恩給」という。)で、昭和四

目 次

- ◇規 則 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
- 恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則
- ◇告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
土地改良区の設立の認可(二件)
土地改良区の清算人の退任
土地改良事業計画の決定
土地改良事業の認可(二件)
土地改良事業の工事の完了
土地の立入りの通知
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇海区漁調委告示 漁業法による公聴会の開催
- ◇雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更

十八年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十八年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 法律第六十号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）及び鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号）の定める例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十八号

恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第三十九号）及び恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号。鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）第十九条第五項及び第二十五条において準用する部分に限る。）の施行に伴い年額を改定すべき恩給（以下「年額を改定すべき恩給」という。）の改定手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 年額を改定すべき恩給で、昭和四十八年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 年額を改定すべき恩給で、昭和四十八年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 年額を改定すべき恩給の改定手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）の定める例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|--------------|-------------------|-------------|
| 辞 退 年 月 日 | 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 |
| 昭和四十八年十月二十二日 | 淀 江 医 院 | 西伯郡淀江町大字六六五 |

鳥取県告示第八百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|--------------|-----------|---------------|
| 指 定 年 月 日 | 医 療 機 関 名 | 所 在 地 |
| 昭和四十八年十月三十一日 | 石 原 医 院 | 西伯郡淀江町大字淀江六六五 |

鳥取県告示第八百八十一号

西伯郡岸本町小林五九八番地加川孝彦ほか十五人の者から設立認可申請のあつた岸本町畑地土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月九日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十二号

西伯郡大山町長田三三〇番地入江正雄ほか十五人の者から設立認可申請のあつた大山畑地土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月九日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。
昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

桜谷土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

| | |
|--------|------------|
| 大門 健蔵 | 鳥取市桜谷一三六番地 |
| 田中 早苗 | 八九 |
| 小林 嘉文 | 一三一 |
| 小林 幸一 | 一一七の一 |
| 今井 岩造 | 一一四 |
| 岩崎 莊次郎 | 一一〇 |
| 谷口 寿雄 | 九五 |
| 秋口 稔 | 東大路一二九 |
| 大橋 平一 | 杉崎三七八 |
| 小林 明 | 三五三 |

清算終了により退任

鳥取県告示第八百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月一日付で日野郡江府町貝田五二二岡田恵輝ほか十四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（江府地区基幹農道舗装）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

縦覧に供する書類の名称

土地改良（江府地区基幹農道舗装）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月十四日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十五号

淀江町長から申請のあつた町営土地改良（西尾原地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十六号

名和町長から申請のあつた町営土地改良（小竹地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | |
|---------------|--------------|
| 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 志津地区老朽ため池補強事業 | 昭和四十七年十一月十五日 |

鳥取県告示第八百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号、一般国道二十九号及び一般国道五十三号築築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

(1) 一般国道九号

鳥取市湖山町堀越、中茶屋、溝川、伏野、末恒、内海、水尻、白鬼

及び狭間並びに気高郡気高町宝木、酒ノ津及び水尻地内

(2) 一般国道二十九号

鳥取市南隈、岩吉、安長、徳吉、徳尾、古海、菖蒲、服部、野寺、敷津、沖代、的場、大路、久末、古郡家、津ノ井、桂木、船木、紙子谷、海蔵寺、広岡及び宮長地内

(3) 一般国道五十三号

鳥取市茶屋叶、土井叶、橋本、蔵田、馬場、国安、味野、源太及び古市地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年十一月十三日から昭和四十八年十二月十日まで

鳥取県告示第八百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年十一月九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|--|---|-----------------------------|
| 申請人の住所及び氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長 |
| 東伯郡関金町 大字安歩一九ノ一 有限会社 中国山系 代表取締役 船越肇 | 倉吉市北野字前田二二〇ノ一、 二二〇ノ二、二二〇ノ三、 二二〇ノ四、二二〇ノ一地先 水路 | 幅員 六・三〇メートル 延長 五五・三〇メートル |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十八年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十八年十一月十四日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 第一線指導者研修会の結果について

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べることについて、同法同条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

昭和四十八年十一月十三日

鳥取海区漁業調整委員会会長 前田 玄一

開催日時及び場所

| 日 | 時 | 場 所 | 関係を有する地区 |
|--------------|-----------|-----------------|-----------------------------|
| 昭和四十八年十一月十五日 | 午前十時三十分から | 西伯郡淀江町 町立公民館 | 大山町、淀江町、米子市の うち旧巖村及び日吉津村 |

二 案件

鳥取県西部海域における区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許
予定日及び地元地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する者は、住所、氏名、年齢、従事する漁
業及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和四十八年十一月十四日まで
に鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。

雑 報

地方職員共済組合法の一部を変更することについて

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定
に基づき、地方職員共済組法定款の一部を変更することについて、次のと
おり公告する。

昭和48年11月13日

地方職員共済組合理事長 松島 五郎

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日)の一部を次のように変更する。

第二十六条第一項中「その家族療養費の額」を「当該家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額を控除した額(法第六十二条の二又は法第三十六条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額。第二項本文において同じ。)」に改め、同条第二項中「家族療養費の額」を「家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額を控除した額」に、「家族療養費の額」を「家族療養費の額及び高額療養費の額」に改め、同条第四項中「家族療養費」の下に「又は高額療養費」を加える。

第二十六条の二中「三万五千元」を「七万円」に改める。

第二十六条の三中「二万五千元」を「七万円」に改める。

第二十六条の五第二項中「災害見舞金附加金の額の百分の四十」を「第一項に規定する場合にあつては災害見舞金の額の百分の六十に相当する額

とし、前項に規定する場合にあつては給料の半月分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 災害見舞金附加金は、前項に規定する場合のほか、法第七十三条に規定する非常災害により法別表第一に掲げる損害の程度にいたらない程度の損害があつた場合で、その損害が住居又は家財の五分の一以上の焼失又は滅失の程度である場合(これと同程度の損害を受けた場合を含む。)に支給する。

第二十九条第一項の表中「千分の三十四・三」を「千分の三十三・三」

に、「千分の二十二・三」を「千分の二十一・三」に、「千分の五十七・三」を「千分の五十六・三」に改める。

附則

- 1 この変更は、昭和四十八年十月一日から適用する。
- 2 変更後の第二十六条の規定は、昭和四十八年十月分以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年九月分以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、昭和四十八年十月一日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用し、同年九月三十日以前の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第二十六条の五の規定は、昭和四十八年十月一日以後に発生した非常災害に係る災害見舞金附加金について適用し、同年九月三十日以前に発生した非常災害に係る災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第二十九条第一項の規定は、昭和四十八年十月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年九月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。